

令和5年度厚生労働省委託  
「EBPM推進に係る調査研究等一式」事業  
第3回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

議事次第

日 時	令和6年2月8日（木）13:00～14:30
場 所	WEB 会議形式にて開催
議 事	1 EBPM実践の取組状況の検証 2 検証結果取りまとめ(案) 3 その他

配付資料

資料1	令和5年度効果検証対象事業の選定
資料2-1	厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会 検証結果取りまとめ(案)のポイント
資料2-2	厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめ(案)
資料3	厚生労働省におけるEBPMに資する取組について

参考資料

参考1	第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会議事概要
参考2	令和5年度ロジックモデル作成状況（令和6年2月8日現在）

## 資料1

### 令和5年度効果検証対象事業の選定

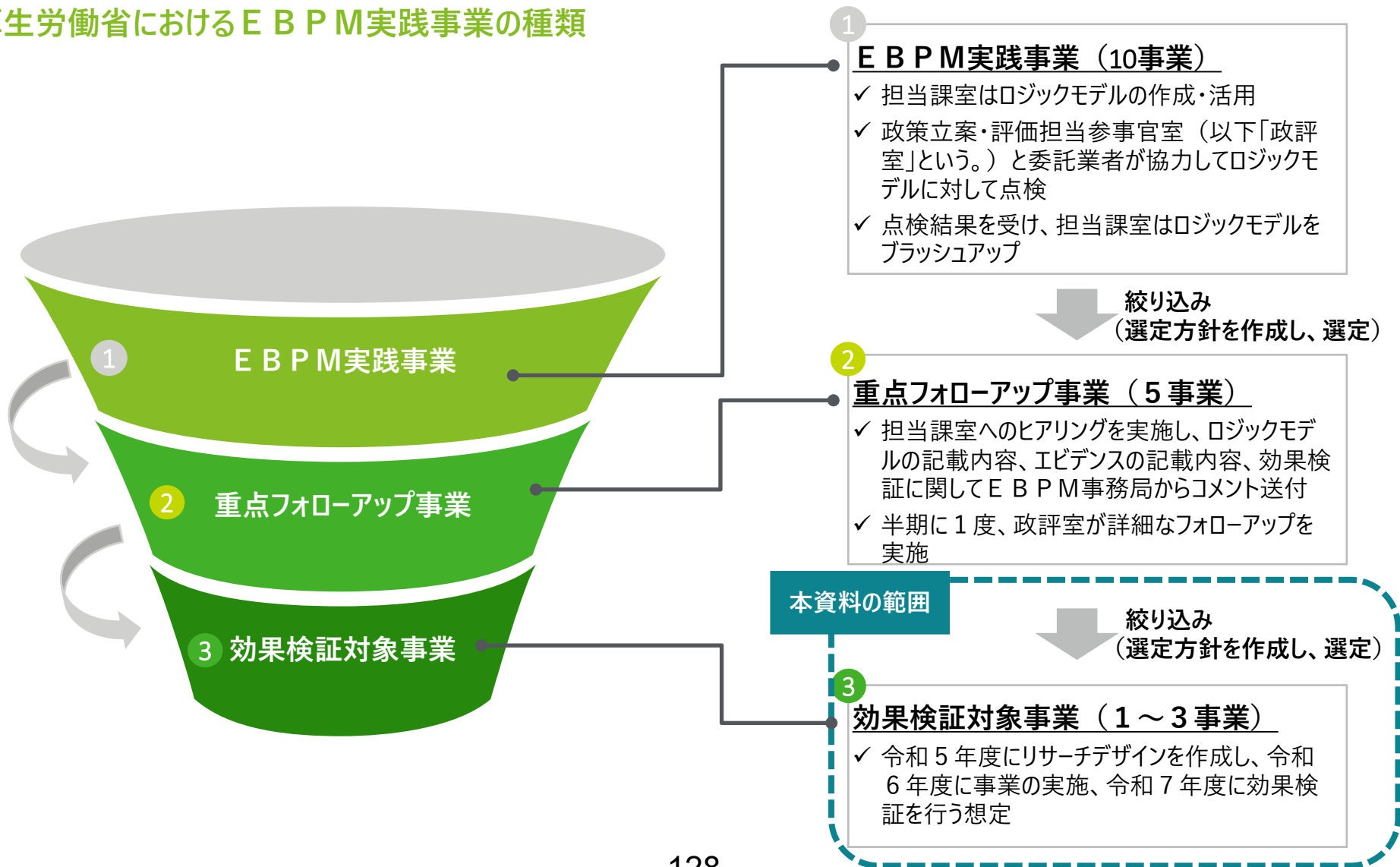
2024年2月8日

# 目次

1. 厚生労働省におけるE B P M実践事業の種類	p.3
<hr/>	
2. 令和5年度効果検証対象事業の位置付け	p.4
<hr/>	
3. 令和5年度効果検証対象事業の選定方針における観点	p.5
<hr/>	
4. 各観点における具体的な選定基準	p.6
<hr/>	
5. 令和5年度効果検証対象事業候補の一覧	p.7
<hr/>	

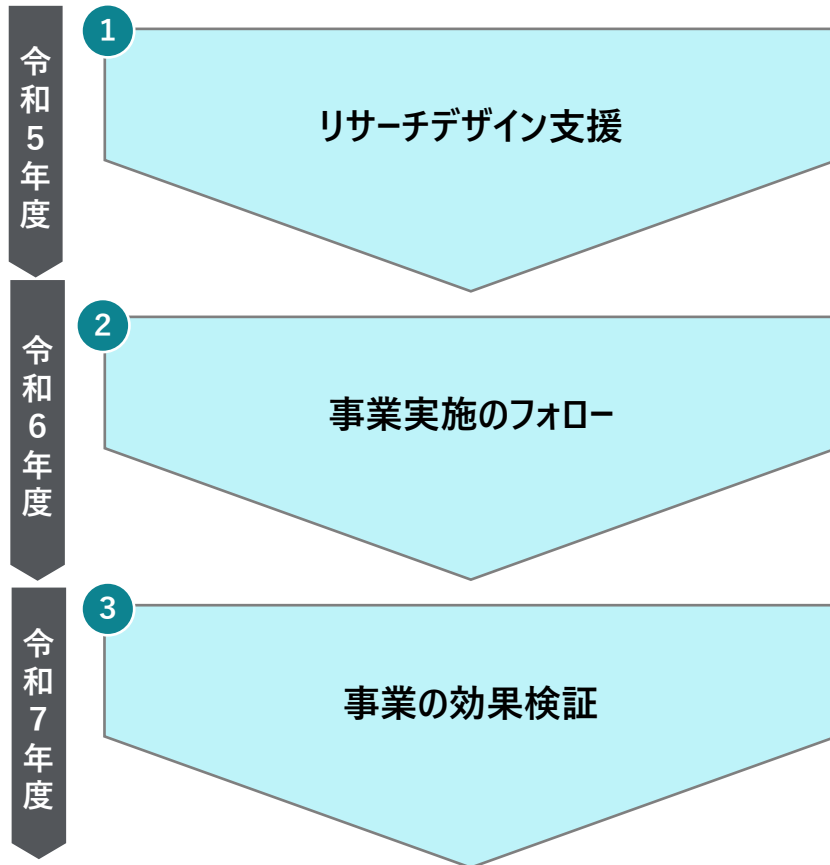
# 令和5年度効果検証対象事業については、選定方針を作成し、重点フォローアップ事業から対象事業を選定する

## 厚生労働省におけるEBPM実践事業の種類



# 令和5年度効果検証対象事業は、令和5年度にリサーチデザイン支援、令和6年度に事業実施のフォロー、令和7年度に効果検証を実施する

## 令和5年度効果検証対象事業の位置付け



※令和6年度中に効果検証が可能な事業については、令和6年度に効果検証を実施し、令和7年度に事業改善方法の検討や結果の取りまとめを行うことも可能

項目		実施内容
1	リサーチデザイン支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当部局へのヒアリング・協議</li> <li>■ データ取得方法の設計・支援</li> <li>■ 分析手法の整理・提案 等</li> </ul>
2	事業実施のフォロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業実施中の相談対応</li> <li>■ データ取得方法の各種サポート 等</li> </ul>
3	事業の効果検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 効果検証の実施</li> <li>■ 事業の改善方法の検討</li> <li>■ 結果取りまとめ 等</li> </ul>

効果検証対象事業は、① 検証の費用対効果の観点、② 実行可能性の観点、③ 事業バランスの観点から総合的に評価し、重点フォローアップ事業の中から選定することを選定方針とする

令和5年度効果検証対象事業の選定方針における観点

### 検証の費用対効果の観点

今後の業務負担や事業の継続性等に照らして、検証の費用対効果が相対的に高いか？



検証の  
費用対効果の観点

### 実行可能性の観点

効果検証の実施や検証結果の公開が可能か？



実行可能性の  
観点

事業バランスの観点

### 事業バランスの観点

政策分野や事業類型のバランスが取れているか？



# 各観点における具体的な選定基準は以下のとおり

## 各観点における具体的な選定基準



検証の費用対効果の観点	実行可能性の観点	事業バランスの観点
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 分析結果が事業の改善改良に寄与するか。</li> <li>■ 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか。</li> <li>■ 今後の業務負担や事業の継続性はどうか。（会計課意見）</li> <li>■ 事業内容が教科書的事例であったり、データの活用や政策の重要性について特筆すべきものがあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か。</li> <li>■ エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか。</li> <li>■ 分析に利用するデータとして複数年分を取得可能か。</li> <li>■ データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか。</li> <li>■ 令和6年度又は令和7年度中に有益な分析が可能か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政策分野のバランス（労働領域と厚生領域のバランスなど）が取れているか。</li> <li>■ 新規事業やモデル事業などの事業類型のバランスが取れているか。</li> </ul>

# 令和5年度の効果検証対象事業候補は、重点フォローアップ事業の5事業である

## 令和5年度効果検証対象事業候補の一覧

部局	担当課室	事業名
医政局	地域医療計画課	重症患者診療体制整備事業
労働基準局	監督課	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組
職業安定局	労働移動支援室	副業・兼業に関する情報提供モデル事業
雇用環境・均等局	勤労者生活課労働者協同組合業務室	労働者協同組合法の円滑な施行
老健局	認知症施策・地域介護推進課	地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業



当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）等に基づき、外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託されたデロイト トーマツ コンサルティング合同会社が参集を求めて開催されたものであり、令和5年10月11日から令和6年2月8日まで計3回にわたり、厚生労働省におけるEBPMの推進に係る取組について検証を行った。

## 厚生労働省の取組

- 令和5年度概算要求プロセスにおいて、①新規事業、②モデル事業、③大幅見直し事業のうち、一定の選定基準に該当するものについて、原則としてロジックモデルを作成する。なお、部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業（新規事業がない場合は既存事業）のうち最も要求額が大きい事業について、ロジックモデルを作成し、活用する。このうち一部を公表。
- EBPMの実践事業のロジックモデルについて、EBPM事務局が点検し、各部局担当に対して助言・効果検証方法等の提示を実施。

## EBPM実践事業の選定基準

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が1億円以上の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度にEBPMの実践対象となった事業を除く。
③	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外の新規事業（新規事業がない場合は③以外の既存事業）のうち、最も要求額が大きい事業（部局単位） なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和6年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践対象事業とする。

検証

## 1 ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

### 【検証結果】

- 令和5年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや検証方法等の精度向上に寄与することから、概ね妥当である。また、令和5年度のEBPMの実践事業の選定基準・対象事業および重点フォローアップ事業の選定については、EBPMの進行や事業の進捗等の観点から概ね妥当である。

### 【今後の課題】

- ① 初回提出時点における「問題なし」の事業の割合を高めることを目指す場合は、部局または省内における分析手法の理解を進めることが重要であり、引き続きEBPMや分析手法に関する研修を実施して分析手法リテラシーを高めることが望ましい。
- ② 現在は、予算プロセスの中で事業単位でEBPMを取り入れてロジックモデルを作成しているが、将来的には他事業との関連性を考慮し、政策効果が他事業へどのように影響するかを見据えたアウトカムを設定できることが望ましい。
- ③ NDBや介護DB以外にもEBPMに活用可能なデータが増えていく見込みだが、事業実施前から行政記録情報を含めてどのようなデータを取得および活用できるかを念頭において効果検証方法を検討することが望ましい。
- ④ 予算やデータ取得の困難さ等の問題が存在することですぐに対応することは難しいが、データをパネルとして追跡し、社会への影響および中長期的アウトカムを見据えた分析を実施することが望ましい。効果検証にはどのようなデータを取得すべきかの検討を習慣化することが重要である。また、関連して定期的に取得している業務データ（納税額、保険料等）等との紐付けが、コストをかけずに実践できる方法と考えられる。
- ⑤ 長期的な効果検証を実施する場合、担当者の異動等に備えてサポート体制や引継ぎを滞りなく実施できるようにすることが重要である。そのために、引き続きEBPM研修や統計研修の実施、分析チーム組成によるプラクティスを繰り返し、省内で138手法リテラシーを持つ職員を増やすことが必要である。

# 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめ(案)のポイント

## 2 次年度のEBPMの実践に向けた検証

### ア 事業のスクリーニング基準(選定基準・除外基準)に係る検証

- ・ EBPM実践事業の選定・除外基準
- ・ 重点フォローアップ事業の選定基準
- ・ 効果検証対象事業の選定基準

### イ 予算過程での反映方法に係る検証

### ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

### エ 厚生労働省におけるEBPMの取組サイクルについて(3年スキーム)

### オ 今後の取組について

### カ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

### 【検証結果】

- 重点フォローアップ事業への支援・助言等及び効果検証対象事業の選定方法については、おおむね妥当である。
- 過年度選定のEBPM実践事業の取組状況については、定期的にフォローアップを行うとともに、必要に応じて新たに効果検証方法を提案していること、また、過年度のEBPM実践事業の効果検証については差の差分分析や傾向スコアマッチングといった一定レベルの検証が予定されており、EBPMの質の向上の観点から、おおむね妥当である。
- 今後の取組に向けた課題については、EBPMの更なる推進、普及・浸透等の観点から、おおむね妥当である。



### 【今後の課題】

- ア
  - ・ スクリーニング基準「データの利用可能性」について、どのタイミングでデータを取得し、活用するかによって利用可能性の意味が変わるため、「データの利用可能性」の判断基準を再度検討し、ロジックモデルにおいて設定している処置群および対照群と利用可能なデータを確認することが重要である。
  - ・ 効果検証対象事業の選定において、詳細な時系列データを取得することができれば分割時系列デザイン(interrupted time-series design)等の他の効果検証手法も検討することができるため、そのような点も考慮しながら総合的に検討し、優先順位を付けることが望ましい。
- オ
  - ・ 行政事業レビューシートのエラーチェックについて、最初の数年では人員確保の課題に対応しつつ簡易的にチェックを進め、チェック基準を調整することが重要である。その上で、将来的には機械的に自動チェックできるような仕組みを構築することが考えられる。
- カ
  - ・ EBPMを推進する際のデータの利活用について、行政記録情報の活用のほか、公的統計についても場合によっては新たな調査の実施可能性も含めて検討してはどうか。
  - ・ データ利活用の際、個人情報の扱いが問題になるが、日本経済学会でも税務データを利活用した研究結果が発表されており、これがあるべき方向性の1つのロールモデルになるのではないかと。
  - ・ ロジックモデルの書き方が効果検証対象事業の選定有無に影響するため、EBPMの推進を更に加速させる上では、選定されること自体が魅力的になるような仕掛けを検討することが必要である。また、EBPMの重要性を考えると政策評価の取組に対する予算の拡充を検討することが望ましい。EBPMの実践に関して、事業の中にはEBPMになじまないものもあり、人的資源の観点からも無理に対象にするのではなく、実施できる範囲で選択と集中を行う必要がある。

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会

検証結果取りまとめ（案）

令和 6 年 2 月 8 日

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会

## 目次

---

はじめに .....	1
1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項.....	2
2 検証結果取りまとめ.....	3
(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証.....	3
(ア) 令和5年度のE B P M実践の取組の検証.....	3
(イ) 過年度選定のE B P M実践事業の取組の検証 .....	5
(2) 次年度のE B P Mの実践に向けた検証.....	6
(ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証.....	6
(イ) 予算過程での反映方法に係る検証.....	9
(ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証.....	10
(エ) 厚生労働省におけるE B P Mの取組サイクルについて（3年スキーム） .	11
(オ) 今後の取組について.....	13
(カ) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証.....	14

### 参考資料

参考1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱 . . . . .	16	
参考2 検証会の開催状況等 . . . . .	18	
参考3 第1回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	}	(添付省略)
参考4 第2回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料		
参考5 第3回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料		

## はじめに

---

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年 10 月 8 日）（以下「工程表」という。）等に基づき、外部有識者による E B P M の実践状況の検証等を行い、E B P M の更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託されたデロイト トーマツ コンサルティング合同会社が参集を求めて開催されたものであり、令和 5 年 10 月 11 日から令和 6 年 2 月 8 日まで計 3 回にわたり、厚生労働省における E B P M の推進に係る取組について検証を行った。

本取りまとめは、以上の検証結果を当検証会の責任において取りまとめたものであり、厚生労働省においては本取りまとめにおける指摘等を踏まえ、今後の E B P M の推進に係る取組を進めることを期待する。

なお、内閣官房行政改革推進本部事務局は、年度ごとに E B P M の取組方針（以下「行革方針」という。）を作成し、各府省はその行革方針に沿った対応が求められることから、厚生労働省における E B P M の推進に当たっては、行革方針との整合性を図りつつ検討することが必要である。

# 1 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会における 検証事項

---

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会では、以下の点を検証事項として検証を行った。

## (1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

### (ア) 令和5年度のEBPM実践の取組の検証

令和5年度のEBPM実践事業に対し、ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の検証を行った。

### (イ) 過年度選定のEBPM実践事業の取組の検証

令和3年度、令和4年度におけるEBPM実践事業に対し、その取組状況についてフォローアップを通じて検証を行った。

## (2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証

### (ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証

令和5年度のEBPM実践事業の選定基準・除外基準について検証を行った。また、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準についても検証を行った。

### (イ) 予算過程での反映方法に係る検証

EBPMがより普及・浸透するために必要な予算過程での反映方法（評価方法や活用方策など）について検証を行った。

### (ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

EBPM実践事業実施後の効果検証方法等について検証を行った。

### (エ) 厚生労働省におけるEBPMの取組サイクルについて（3年スキーム）

令和2年度より実施している3年スキーム（1年目はEBPMの実践（ロジックモデルの作成）、2年目は事業の実施、3年目は効果検証の実施）が1巡したため、EBPMの取組サイクルについて検証を行った。

### (オ) 今後の取組について

令和5年度の取組内容を踏まえ、令和6年度以降のEBPMの実践について検証を行った。

### (カ) その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

その他省内のEBPMの普及・浸透及び質の向上を図るために必要な全体スキームについて検証を行った。

## 2 検証結果取りまとめ

前項1で示した各検証事項について、検証結果は以下のとおりである。

### (1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

#### (ア) 令和5年度のEBPM実践の取組の検証

##### ① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、後述の(2)(ア)に記載の選定基準に沿って、令和5年度のEBPM実践事業を選定し、選定された実践事業のうち、除外基準に該当するものを除き、以下の観点に基づき、エビデンスの活用、ロジックモデルの記載内容及び要素項目間の論理的整合性、効果検証方法及び指標設定の妥当性などを中心に点検を行った。点検項目は、必ず修正が必要な必須項目と、修正が望ましい推奨項目の2種類を設定した。

次に、上記実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、ロジックモデルの修正と将来の効果検証を可能にするための方法について点検し、コメントを作成した。点検項目は上述の項目と同じである。また、各事業の効果検証方法については、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を併せて提示した。

#### 【ロジックモデルの点検の主な観点】

現状分析・課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● エビデンス（統計等データや研究成果）やデータ出典を示しながら記入されているか。</li><li>● 現状分析と課題の書き分けがされているか。</li></ul>
事業概要・アクティビティ
<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業概要とアクティビティの内容が一貫しているか。</li><li>● アクティビティは実施項目別に細分化・具体化されているか。</li></ul>
アウトプット
<ul style="list-style-type: none"><li>● アクティビティに応じたアウトプットが記入されているか。</li></ul>
アウトカム（短期・長期）
<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業の期待される成果として、定量的な指標が可能な範囲で設定されているか。</li><li>● 目標達成時期が設定されているか。</li></ul>

<p>ロジックの確認①【インプット⇒アクティビティ⇒アウトプット⇒アウトカム⇒インパクトの論理展開の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要素項目間（アクティビティ・アウトプット・アウトカム）の流れに論理的整合性が成立しているか。</li> <li>● 短期アウトカムと長期アウトカム間で飛躍がないか。</li> </ul>
<p>ロジックの確認②【課題解決の手段としての当該事業（アクティビティ）の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該事業を行うことで課題が解決できることをエビデンス（統計等データや研究成果）を用いて記入されているか。</li> <li>● 参照しているエビデンスが妥当か。</li> </ul>
<p>効果検証方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● PICO が適切に設定されているか。</li> <li>● 比較対象の設定（例：実施地域と未実施地域）が妥当か。</li> <li>● 分析に必要なデータの収集方法が事前に検討されているか。</li> </ul>
<p>指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指標の設定理由ではなく、指標の目標水準の設定理由（具体的な数値の根拠）が記入されているか。</li> <li>● 目標達成時期の設定理由が妥当か。</li> </ul>
<p>指標を算出する調査名等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定量的な指標を設定している場合、指標の算出に用いる調査名等が適切に記入されているか。</li> </ul>

## ②検証結果

令和5年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、概ね妥当である。ただし、以下の点について留意が必要である。

### （i）ロジックモデルの点検・助言の検証

初回提出時点において、「問題なし」の割合が低いものが存在しているが、これは部局または省内で分析手法の理解に差があるためと考えられる。引き続きEBPMや分析手法に関する研修を実施して分析手法リテラシーを高めることが望ましい。

また、現在は、予算プロセスの中で事業単位でEBPMを取り入れてロジックモデルを作成しているが、将来的には他事業との関連性を考慮し、政策効果が他事業へどのように影響するかを見据えたアウトカムを設定することが望ましい。



(ii) 効果検証方法等の検証

NDBや介護DB以外にもEBPMに利用可能なデータが増えていく見込みだが、事業実施前から行政記録情報を含めてどのようなデータを取得および活用できるかを念頭において効果検証方法を検討することが望ましい。

**(イ) 過年度選定のEBPM実践事業の取組の検証**

**① 厚生労働省の取組**

令和3年度、令和4年度に選定した重点フォローアップ事業について、効果検証に向けて定期的にフォローアップを行った。

また、令和3年度、令和4年度の効果検証対象事業について、2年後に当たる令和5年度、令和6年度に実施予定の効果検証に向けて、事業の実施状況やデータの取得状況等について事業担当課室へのヒアリングを行った。ヒアリングの結果、当初予定していた効果検証が実施できないことが想定される場合は、代替案となる効果検証方法を支援した。

**② 検証結果**

令和3年度、令和4年度に選定したEBPM実践事業については、定期的にフォローアップを行うとともに、必要に応じて当初予定していた効果検証の代替案を提案しており、概ね妥当である。

ただし、予算やデータ取得の困難さ等の問題が存在することですぐに対応することは難しいが、データをパネルとして追跡し、社会への影響および中長期的アウトカムを見据えた分析を実施することが望ましい。効果検証にはどのようなデータを取得すべきかの検討を習慣化することが重要である。また、関連して定期的に取得している業務データ（納税額、保険料等）等との紐付けが、コストをかけずに実践できる方法と考えられる。

また、長期的な効果検証を実施する場合、担当者の異動等に備えてサポート体制や引継ぎを滞りなく実施できるようにすることが重要である。

## (2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証

### (ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証

#### ① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、令和5年度のEBPM実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、さらに、重点フォローアップ事業の中から効果検証対象事業を選定した。

EBPM実践事業、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準等は以下に示すとおりである。

#### 【EBPM実践事業の選定基準】

令和6年度予算要求事業のうち、事業の特性上EBPMになじまないもの等（除外基準に該当するもの）を除き、下表に該当する事業について、ロジックモデルを作成した。

①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が1億円以上の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度にEBPMの実践対象となった事業を除く。
③	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和6年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践事業とする。

### 【E B P M実践事業の除外基準】

i	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
ii	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
iii	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手法を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)
iv	効果検証実施年度（令和7年度）までに終了する事業（モデル事業を除く。）
v	政策目的から遡った政策手段の検討余地がない事業（義務的経費の支出、システム改修、施設整備などの事業で、既定方針の実施過程にあるもの）

注 上記 i～v 以外に、特殊事情により E B P M の実践が困難な場合には、個別協議の上、判断する。

### 【重点フォローアップ事業の選定基準】

厚生労働省の E B P M 実践事業の中から、以下①②に該当する事業	
①	事業特性として妥当である事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 効果検証を実施するうえで、アウトカムの分析が困難な事業及び費用対効果が十分に見込めない事業は、今年度の重点フォローアップ事業の対象外とする。</li> </ul>
②	データの取得可能性が高い事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定量的な分析をするためのデータの取得可能性が高いこと、また、処置群の事前・事後データの取得可能性が高いことを重点フォローアップ事業への選定条件とする。</li> <li>● 加えて、以下の基準に応じて、想定される効果検証の分析レベルを判断する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>I) 対照群を設定し、事業の非対象者の事前・事後データの収集が期待できるか。</li> <li>II) 効果検証を実施するうえで十分なサンプルサイズが期待できるか。</li> </ol> </li> </ul>
⇒同一課室で複数の事業が選定される場合、分析レベルが高い事業を優先し、一課室一事業に限定する。	

### 【効果検証対象事業の選定基準】

1	検証の費用対効果の観点 <ul style="list-style-type: none"><li>● 分析結果が事業の改善改良に寄与するか。</li><li>● 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか。</li><li>● 今後の業務負担や事業の継続性はどうか。（会計課意見）</li><li>● 事業内容が教科書的事例であったり、データの活用や政策の重要性について特筆すべきものがあるか。</li></ul>
2	実行可能性の観点 <ul style="list-style-type: none"><li>● 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か。</li><li>● エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか。</li><li>● 分析に利用するデータとして複数年分を取得可能か。</li><li>● データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか。</li><li>● 令和6年度又は令和7年度中に有益な分析が可能か。</li></ul>
3	事業バランスの観点 <ul style="list-style-type: none"><li>● 政策分野のバランス（労働領域と厚生領域のバランスなど）が取れているか。</li><li>● 新規事業やモデル事業などの事業類型のバランスが取れているか。</li></ul>

### ③検証結果

令和5年度のEBPM実践事業の選定基準・除外基準、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準については、EBPMの普及・浸透や事業の領域バランス等の観点から、概ね妥当である。

なお、重点事業の選定にあたっては、データの利用可能性が統計的な事業評価を行う際には必要になる。一方で「データの利用が可能」ということについては、公的統計で取っている、事業の中で集めていく、など多義的であることから、客観的に判断できる基準を検討することが望ましい。

また、効果検証対象事業の選定において、詳細な時系列データを取得することができれば分割時系列デザイン（interrupted time-series design）等の他の効果検証手法も検討することができるため、そのような点も考慮しながら総合的に検討し、優先順位を付けることが望ましい。

## (イ) 予算過程での反映方法に係る検証

### ① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、工程表等を踏まえ、EBPMをより一層推進するため、予算過程とEBPMの一体的取組として、予算検討・要求過程においてロジックモデルの作成・活用などを行った。

主な取組は以下のとおりである。

厚生労働省の予算（検討・要求）過程における活用	
令和6年度予算（検討・要求）過程における活用	
令和5年4月以降	各部局において、予算要求内容の検討（ロジックモデルの作成）
6月中旬～	各部局のロジックモデルをEBPM推進チーム事務局で確認し、修正案を提示し調整
7月上旬～	各部局は会計課説明において、ロジックモデルを活用
8月末～	財務省主計局説明においても、ロジックモデルを活用
12月末	政府予算案の内示（ロジックモデルに修正があれば反映）
5月～7月	試行版レビューシートにおけるEBPM関係部分の内容確認（15事業）
9月中旬	会計課と協力して優良事例の選定を実施（1事業）
11月中旬	秋の行政事業レビューに会計課と協力して対応（2事業）

このような予算過程とEBPMの一体的取組を行った結果、以下のような課題が散見された。

- ロジックモデルは、論理展開の妥当性の確認などに一定の有効性が認められるが、説明資料としては十分に活用されていないケースがあった。
- EBPMの実践事業の選定において、EBPMに馴染む事業か否かの部局内の調整に時間を要し、会計課説明までにロジックモデルのブラッシュアップが間に合わないケースがあった。

### ② 検証結果

令和6年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、EBPMの更なる推進の観点から、概ね妥当である。

## (ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

### ① 厚生労働省の取組

過年度のE B P M実践事業のうち、重点フォローアップ事業や効果検証対象事業を中心として、効果検証の精度向上につなげられるようによろず相談や好事例の横展開などを行いながら効果検証を実践した。

主な取組は以下のとおりである。

#### 令和5年度の効果検証の取組における現状

- 令和3年度のエ B P M実践事業は、令和5年度が効果検証の実施年度に当たるため、事業効果を検証（自己点検）
- 令和4年度のエ B P M実践事業は、令和6年度の効果検証に向けて、事業を実施
- 令和5年度のエ B P M実践事業の中から、重点フォローアップ事業（5事業）を選定し、効果検証手法等を提示（令和7年度に向けて）
- 重点フォローアップ事業の中から、効果検証方法の精度向上を図るため、効果検証対象事業を選定予定（令和7年度に効果検証を実施）
- 過年度のエ B P M実践事業について効果検証の実施
- 効果検証方法等に係る相談支援（よろず相談）の実施
- 事例集を作成し、効果検証を含めた好事例を横展開

なお、令和5年度のエ B P M実践事業は、事業実施が令和6年度となることから、効果検証は令和7年度に実施することとなる。令和7年度に実施する効果検証の取組（予定）は以下のとおりである。

#### 令和5年度のエ B P M実践事業の効果検証(令和7年度の効果検証)の取組(予定)

- 令和5年度のエ B P M実践事業については、令和6年度の事業実施後の令和7年度に事業効果を検証（自己点検）
- 効果検証方法等に係る相談支援（よろず相談）の実施
- 効果検証結果を踏まえた事業の改善

また、令和3年度、令和4年度のEBPM実践事業についてフォローアップを行った結果、以下のような課題が散見された。

EBPMの効果検証の取組の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 効果検証に取り組むに当たり、人的（効果検証や結果を分析できる人材）、予算的（効果検証のための調査を実施する予算、効果検証方法に関連する予算など）、時間的リソースが不足。</li> <li>● 効果検証手法データの取得が困難なことから、提示した分析のレベルを下げるケースがあった。</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症の影響により、円滑な事業の実施が困難となったため、当初の予定とおりの効果検証ができないケースもあった。</li> </ul>

## ②検証結果

事後の効果検証スキーム等については、EBPMの普及・浸透及び質の向上の観点から、概ね妥当である。

## (エ)厚生労働省におけるEBPMの取組サイクルについて（3年スキーム）

### ①厚生労働省の取組

厚生労働省では、統計改革推進会議最終とりまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）等に基づき、平成30年度からロジックモデル作成等のEBPMの実践を開始した。その後、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）において、EBPMの実践事業を拡充する方針が示されたこと等を踏まえ、実践事業の選定基準や、事業見直しに当たってのプロセス等について検討を進め、令和2年度から3年スキーム（1年目はEBPMの実践（ロジックモデルの作成）、2年目は事業の実施、3年目は効果検証の実施）でEBPMの実践に取り組んでおり、令和4年度に3年スキーム（令和2年度事業）が1巡した。

主な取組は以下のとおりである。

EBPMの取組サイクルの取組状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和2年度の効果検証事業は「高齢者医薬品安全推進事業」、「高齢労働者処遇改善促進助成金」の2事業を選定 ※EBPM実践事業は40事業、うち重点フォローアップに選定したものは12事業</li> <li>● 当該2事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により高齢労働者の増額改定に取り組む事業主が少なかったことや、ポリファーマシー（「単に</li> </ul>

服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランス低下等の問題につながる状態」)の改善の有無を定量化することが難しい、などの状況により、当初想定していた効果検証には至らなかったものの、代替手段による効果の検証、課題の確認などが行われた。

- なお、令和3年度に効果検証事業として選定された「障害福祉分野のICT導入モデル事業」については、補正予算により1年前倒しで事業が実施されたため、令和4年度に効果検証を実施した。

また、令和4年度における3年スキーム(令和2年度事業)の1巡を踏まえ、以下のようにまとめた。

#### E B P Mの取組サイクルのまとめ

- 令和2年度の効果検証事業は、上記のとおり当初想定していた効果検証には至らなかったものの、代替手段による効果の検証、課題の確認などが行われていることから一定の成果はあったものと考えられる。
- また、効果検証の取組を行うためには、設定する指標が適切か、データの取得は可能かなどを当初からしっかりと検討しておくことが重要であることが確認できた。

## ②検証結果

3年スキームの総括については、E B P Mの更なる推進、普及・浸透等の観点から、概ね妥当である。



## (オ) 今後の取組について

### ① 厚生労働省の取組

政府全体の取組方針や令和5年度の取組内容などを踏まえ、令和6年度以降のEBPMの実践について以下のとおりまとめた。

令和6年度以降のEBPMの実践について		
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度以降のEBPMの実践は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」、行政改革推進会議における総理指示等を踏まえ、令和7年度概算要求プロセスにおいて会計課と連携しながら行政事業レビューシート（以下「RS」という。）を活用して実施する。</li> <li>実施方法は以下のとおり。コメント送付により事業所管部局にRSの記載内容の改善を促す。</li> </ul>		
1	RSの指標等のエラーチェック	全てのRS（約1,000事業）について、EBPM関係箇所に入力ミスがないかなどの簡易なエラーチェックを実施し、結果を事業所管部局へ送付
2	新規RSの内容確認	概算要求額が10億以上の新規事業（毎年約3事業）について、RSの詳細な内容確認を実施し、結果を事業所管部局へ送付
3	既存RSの内容確認	最初の5年で概算要求額が1億以上の事業（毎年約60～140）を、次の5年で概算要求額が1億未満の事業（毎年約70～110）のRSの詳細な内容確認を実施し、結果を事業所管部局へ送付

また、令和6年度以降のEBPM推進検討事業についての対応内容として、以下のようまとめた。

厚生労働省EBPM推進検討事業について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度以降のEBPMの実践方針を踏まえつつ、令和6年度も外部事業者の協力を得て、事業内容としては               <ol style="list-style-type: none"> <li>EBPMに係る相談・支援</li> <li>EBPM実践施策に係る統計等データ入手方法、分析手法等の提言</li> <li>各部局EBPM実践手法の分析</li> <li>EBPMに関する研修の開催</li> <li>有識者検証会の開催等</li> </ol>               を実施する。             </li> </ul>	

## ②検証結果

今後の方針については、E B P Mの更なる推進、普及・浸透等の観点から、概ね妥当である。

ただし、行政事業レビューシートのエラーチェックについて、最初の数年では人員確保の課題に対応しつつ簡易的にチェックを進め、チェック基準を調整することが重要である。その上で、将来的には機械的に自動チェックできるような仕組みを構築することが考えられる。

### (カ) その他 E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

E B P Mを推進する際のデータの利活用について、行政記録情報の活用のほか、公的統計についても場合によっては新たな調査の実施可能性も含めて検討してはどうか。データ利活用の際、個人情報の扱いが問題になるが、日本経済学会でも税務データを利活用した研究結果が発表されており、これがあるべき方向性の1つのロールモデルになるのではないかと。

効果検証事業の選定に際して、ロジックモデルの書き方次第のところがある。選定されること自体が魅力的になるような仕掛けを検討することが必要である。効果検証事業に選ばれることは説明責任を果たしている証拠であり、それ自体が名誉なことである点も広く発信してもらいたい。また、EBPMの重要性を考えると政策評価の取組に対する予算の拡充を検討することが望ましい。

さらに、E B P Mの実践に関して、事業の中にはE B P Mになじまないものもあり、人的資源の観点からも無理に対象にするのではなく、実施できる範囲で選択と集中を行う必要がある。

## 参 考 资 料

## 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱

## 1 目的

デロイトトーマツコンサルティング合同会社では、厚生労働省から委託を受け、令和5年度にE B P M推進に係る調査研究事業を実施している。

本事業の一環として、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年10月8日）に基づき、外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として開催する。

## 2 検証事項

- (1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証
- (2) 次年度のE B P Mの実践に向けた検証
  - ① 事業のスクリーニング基準に係る検証
  - ② 予算過程での反映方法に係る検証
  - ③ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証
  - ④ その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

## 3 構成員

別紙のとおり

## 4 運営等

- (1) 検証会は、デロイトトーマツコンサルティング合同会社が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検証会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) 検証会は、座長代理を置くことができる。  
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 検証会の議事概要及び資料は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。
- (6) 検証会の庶務は、デロイトトーマツコンサルティング合同会社において行う。
- (7) 前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略、◎座長)

伊藤 伸介 中央大学 経済学部 教授

高久 玲音 一橋大学 経済学部 准教授

◎ 田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授

野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授

## 検証会の開催状況等

## ◆開催状況

- 第1回：令和5年10月11日（水）13:00～15:00 WEB 会議形式  
 第2回：令和5年12月20日（水）10:00～12:00 WEB 会議形式  
 第3回：令和6年2月8日（木）13:00～15:00 WEB 会議形式

## ◆厚生労働省

労働経済特別研究官	中井 雅之
参事官（政策立案・評価担当参事官室長）	三村 国雄
政策立案・評価推進官	山田 伸二
政策立案・評価担当参事官室室長補佐	井戸本 賢
政策立案・評価担当参事官室統計利活用専門官	山本 剛史
政策企画官	白木 紀行

## ◆事務局 デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

シニアマネジャー	永元 隆雄
コンサルタント	森田 哲朗
コンサルタント	永田 悠祐

## ◆検証会資料及び議事概要等【厚生労働省ホームページ（URL）】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35557.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35557.html)

## ◆厚生労働統計等の所在情報【厚生労働省ホームページ（URL）】

(1) 厚生労働統計一覧；<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/>

○厚生労働統計調査・業務統計等体系図（分野別・対象別一覧表）

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/bunya\\_taisyoubetu.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/bunya_taisyoubetu.html)

(2) 統計等データの所在情報一覧；

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/toukei-data\\_madoguchi\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/toukei-data_madoguchi_00004.html)

## 厚生労働省におけるEBPMに資する取組について

令和5年度 第3回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会  
(令和6年2月8日)

厚生労働省

# 厚生労働省におけるEBPMに資する取組について (1)

## ロジックモデルの作成・活用及び効果検証の取組

### <厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）等に基づく取組>

#### 1 EBPMの実践（別紙1参照）

- 厚生労働省におけるEBPM取組方針（2020年度から毎年度策定）に基づき、EBPMの取組を実施  
※令和元年から令和4年開催の公開プロセスにおいて、ロジックモデルを活用した審議を実施

### <経済・財政一体改革推進委員会EBPMアドバイザリーボードへの対応>

- 経済財政諮問会議の下に設けられた経済・財政一体改革推進委員会EBPMアドバイザリーボード（エビデンス整備プラン）対応として、厚生労働省関係の政策効果の検証について随時報告

- ・ 公共職業訓練の効果分析
- ・ 特定健診・特定保健指導（我が国の特定保健指導の効果分析）
- ・ 保険者インセンティブ制度
- ・ 医療費適正化の取組（後発医薬費の使用促進策の効果検証）
- ・ 医療扶助
- ・ 求職者支援訓練の効果分析
- ・ コロナ禍における雇用調整助成金の特例に係る検証

（URL）経済・財政一体改革エビデンス整備プラン2022進捗報告 <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/ab1/20221104/shiryou2.pdf>

（URL）経済・財政一体改革エビデンス整備プラン2023進捗報告 [https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/committee/20231212/sankou\\_231221\\_2.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/committee/20231212/sankou_231221_2.pdf)

## EBPM推進に係る有識者検証会

- EBPMの更なる推進を図ることを目的として、令和2年度から外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を実施（別紙2参照）

## EBPMに係る相談・支援

- 民間事業者の知見を活用して、政策部局の職員から寄せられるEBPMに関する相談（統計等データの活用などに関する相談を含む。）に対応（別紙3参照）



# 厚生労働省におけるEBPMに資する取組について (2)

## EBPM推進のための人材育成

### <「厚生労働省における統計の人材育成基本方針」（令和3年6月7日※）に基づく取組等>

- 1 本方針に基づく計画的な研修の実施
  - 統計担当職員、統計活用分析職員等を対象とした統計研修方針に基づき、体系的な統計研修を実施（全職員・幹部職員のための統計研修、スキルレベル別研修など）
  - EBPM研修はスキルレベル別研修として、省内職員を対象にEBPMに関する基礎的な知識の習得を目的とするEBPM基礎研修に加え、実践的な知識の習得を目的とするEBPM応用研修を開催（別紙4参照）
- 2 EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（別紙5参照）
  - EBPMの実践を通じた統計の利活用を推進し、省内職員が統計データに係る分析手法を習得できるようにするため、省内有志によるEBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームを設置
  - （独）労働政策研究・研修機構（JILPT）と連携し、「EBPMセミナー」を開催

※平成30年4月にEBPMの推進のため、統計人材の確保・育成を図るために策定。その後、公的統計の整備に関する基本的な計画における方針等を踏まえ、令和3年6月に新たな基本方針として策定

## EBPMの分析成果の情報発信

### 1 厚生労働省ホームページによる情報発信（別紙5参照）

- ・ 障害者雇用の促進
- ・ 時間外労働の上限規制
- ・ 生活困窮者自立支援制度の効果検証
- ・ 同一労働同一賃金の効果検証

(URL) EBPM分析レポート [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/toukei-data\\_madoguchi\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/toukei-data_madoguchi_00007.html)

### 2 労働経済白書への掲載

- ・ 障害者雇用の促進
- ・ 時間外労働の上限規制

- ・ 公共職業訓練の効果分析（別紙6参照）

(URL) 令和4年版 労働経済の分析 <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/21/dl/21-1.pdf>

- ・ 同一労働同一賃金の効果検証

(URL) 令和5年版 労働経済の分析 <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/23/dl/23-1.pdf>

内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針 (令和5年4月10日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 行政事業レビューにおけるEBPMの実践
  - ・ 政策の立案・改善や予算編成プロセスといった**意思決定プロセス**で予算事業で実施されている**行政事業レビューを活用**する。
  - ・ 各府省において、**レビューシート全体の品質管理を進めていく**。
  - ・ 各府省は、重点フォローアップ対象事業の改善結果と、府省内で選定・表彰した優良事業改善事例を、EBPM推進委員会に報告する。
  - ・ **より発展的な効果検証を設計・実施**し、その結果を事業の改善に効果的に活用するなど、**事業の効果を追求する取組を行うことを推奨**する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・評価・見直し、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。
- **ロジックモデル**は、政策課題とその現状に対し、政策手段から目的までの「経路」を端的に図示化するものであり、政策形成・ブラッシュアップ、対外的なコミュニケーション、モニタリング・効果検証に有用であることから、**政策の立案・実施・見直しの各段階において活用することを推奨**する。

厚生労働省における令和5年度の取組方針

各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）においてEBPMを実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、**予算事業については行政事業レビューシート及びロジックモデルを活用**する。

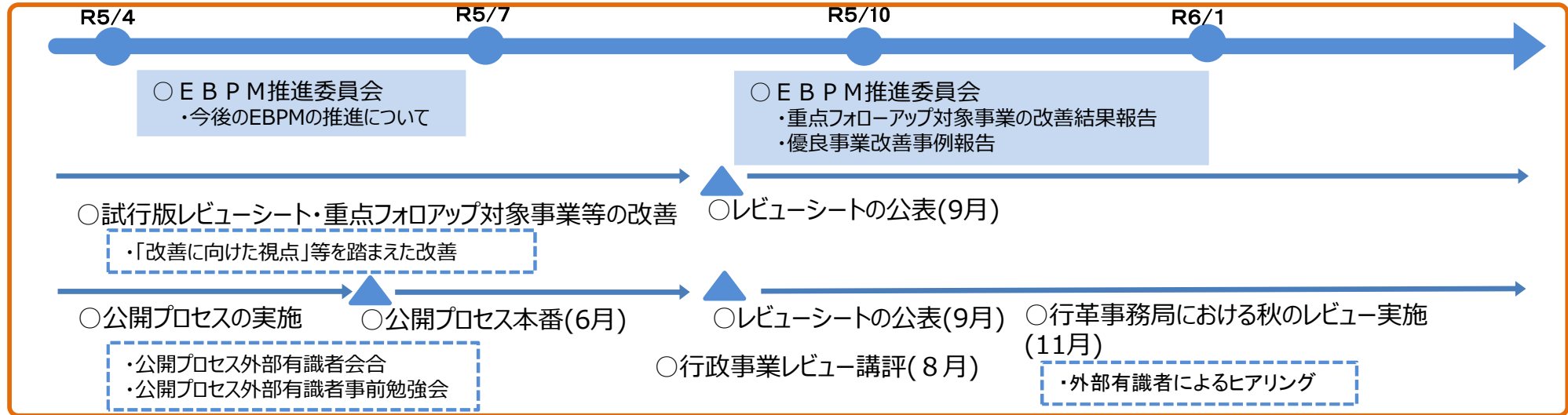
- 行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践を行う。
  - ・ **試行版レビューシート、重点フォローアップ対象事業等について、レビューシート全体の品質管理**を行い、令和4年秋のレビュー等から得られた示唆、問題意識に基づく「改善に向けた視点」等を参考としつつ、改善を図る。
  - ・ 行政事業レビューの中から、優良事業改善事例を選定・表彰する。
  - ・ 上記の取組について、EBPM推進委員会に報告する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制、税制改正プロセス等）についても、行革事務局の取組方針に沿って対応する。
- **令和6年度概算要求プロセスにおいて**、レビューシートを活用するとともに、より発展的なEBPMの実践を行うため、**①新規事業、②モデル事業、③大幅見直し事業**のうち、一定の選定基準（※）に該当する事業（ただし、除外基準に該当する事業を除く。）、**④部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業（新規事業がない場合は既存事業）のうち最も要求額が大きい事業**について、**ロジックモデルを作成し、活用**する。このうち一部を公表。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する。  
**※ 一定の選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)**

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が <b>1億円以上</b> の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度にEBPMの実践対象となった事業を除く。
③	大幅見直し事業	対前年度予算額 <b>50%以上</b> 増加する事業であって、かつ、増加分の差額が <b>1億円以上</b> の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	<b>※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合</b> ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

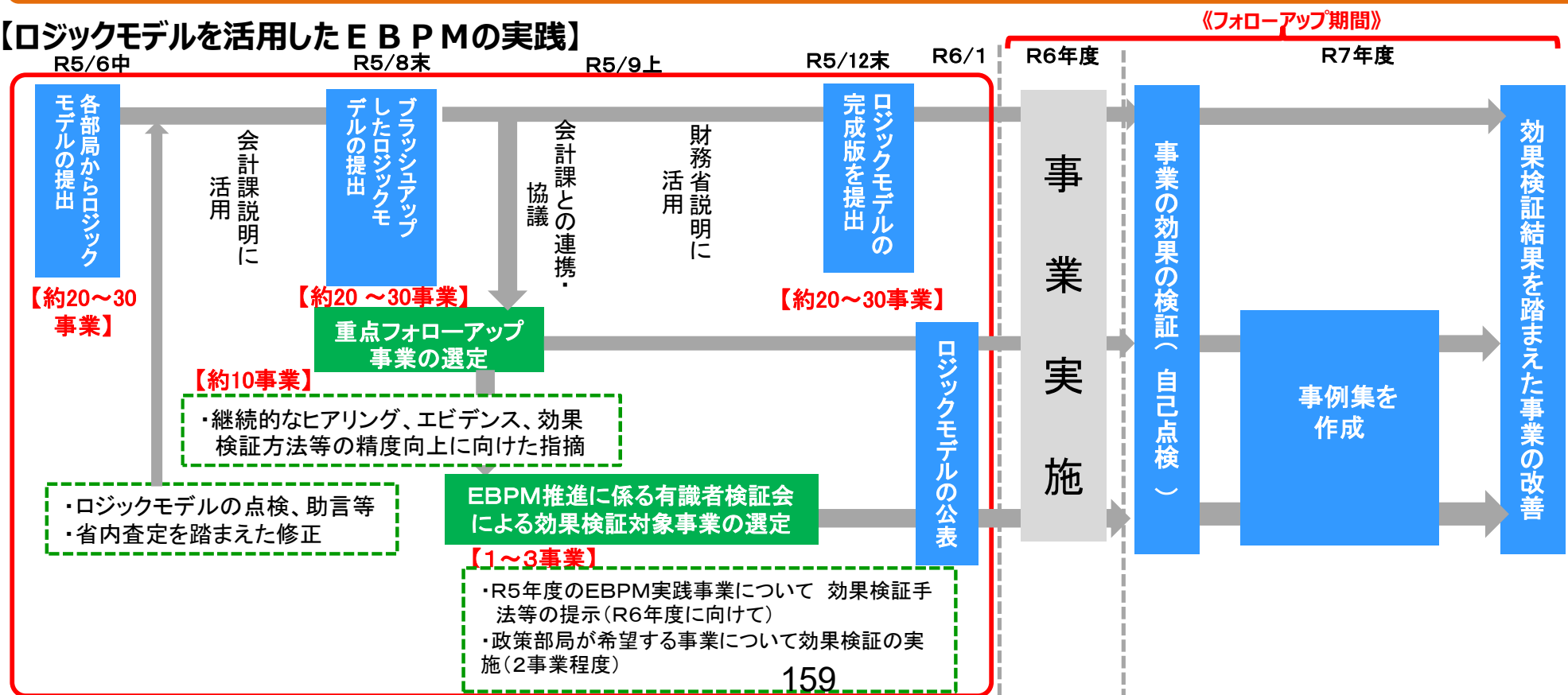
注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和6年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践事業とする。

# 令和5年度EBPMの実践のスケジュール

## 【行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践】



## 【ロジックモデルを活用したEBPMの実践】



注 EBPM推進に係る有識者検証会を開催し、EBPMの実践状況の検証を行う。

## 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

### 設置の目的

厚生労働省では、令和元年度からEBPM推進に係る調査研究事業を実施している。  
 本事業の一環として、令和2年度から厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）等に基づき、外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、外部有識者による検証会を開催している。

### 検証事項

- (1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証
- (2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証
  - ① 事業のスクリーニング基準に係る検証
  - ② 予算過程での反映方法に係る検証
  - ③ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証
  - ④ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

### 構成員

- |        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| ◎田中 隆一 | 東京大学社会科学研究所 教授（令和2年度、3年度、4年度、5年度構成員）  |
| 野口 晴子  | 早稲田大学政治経済学術院 教授（令和2年度、3年度、4年度、5年度構成員） |
| 駒村 康平  | 慶應義塾大学経済学部 教授（令和2年度構成員）               |
| 森川 想   | 東京大学大学院工学系研究科 講師（令和2年度構成員）            |
| 安藤 道人  | 立教大学経済学部 准教授（令和3年度構成員）                |
| 伊藤 伸介  | 中央大学経済学部 教授（令和3年度、4年度、5年度構成員）         |
| 高久 玲音  | 一橋大学経済学研究科 准教授（令和4年度、5年度構成員）          |

注：◎は座長、敬称略



# 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめのポイント(令和4年度)

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）等に基づき、外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託されたデロイト トーマツ コンサルティング合同会社が参集を求めて開催されたものであり、令和4年9月21日から令和5年2月9日まで計3回にわたり、厚生労働省におけるEBPMの推進に係る取組について検証を行った。

## 厚生労働省の取組

- 令和5年度概算要求プロセスにおいて、①新規事業、②モデル事業、③大幅見直し事業のうち、一定の選定基準に該当するものについて、原則としてロジックモデルを作成する。なお、部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業（新規事業がない場合は既存事業）のうち最も要求額が大きい事業について、ロジックモデルを作成し、活用する。このうち一部を公表。
- EBPMの実践事業のロジックモデルについて、EBPM事務局が点検し、各部局担当に対して助言・効果検証方法等の提示を実施。

## EBPM実践事業の選定基準

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が1億円以上の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度にEBPMの実践対象となった事業を除く。
③	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和5年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践対象事業とする。

## 1 ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

検証

### 【検証結果】

- 令和4年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、おおむね妥当である。また、令和4年度の重点フォローアップ事業では、令和6年度の効果検証に向けて、事業の実施前にリサーチデザインの実現可能性も考慮しつつ、事業担当課室に対して提案を行っている。こうした取組はEBPMの普及・浸透及び質の向上に向けて厚生労働省における恒常的な取組となることを目指して実施すべきである。
- 令和2年度、令和3年度に選定したEBPM実践事業については、定期的にフォローアップを行うとともに、必要に応じて当初予定していた効果検証の代替案を提案しており、おおむね妥当である。

### 【今後の課題】

- ① ロジックモデルについては、初回提出時点における「問題なし」の事業の割合を高めることを目指すのであれば、政策部局にEBPMの実践を依頼する際に、事例を参考資料として提供することが望ましい。
- ② ロジックモデルを作成する際には、アクティビティとアウトプットが1対1で対応していることを明示するため、項番を振るなど、記載方法を工夫することが望ましい。
- ③ アウトプットとアウトカムの違いは、EBPMの基礎的知識として全ての省内職員が理解すべきであることから、EBPM研修やロジックモデルの記入要領の内容を充実するなど、より一層分かりやすくすることが望ましい。
- ④ 効果検証については、既存のデータをどの程度使用できるかによって、アウトカムの設定自体が変わると考えられる。また、アウトカムの設定の前提として仮説を立てる際にもどのようなデータが活用できるかが重要である。
- ⑤ リサーチデザインの作成に当たっては、どの程度の厳密な効果検証が必要となるか検討しておくことが必要である。その際、処置群と対照群の設定が重要となるため、リサーチデザイン支援を行う際には留意すべきである。
- ⑥ 効果検証対象事業は、事業実施後に効果検証ができるよう、引き続きリサーチデザインを作成する必要がある。また、実際に効果検証を実施する段階で、ロジックモデルの記載内容どおりに実施できるかどうかについて確認が必要である。その際、データが取得できなかった場合の代替手段も検討が必要である。
- ⑦ 効果検証が当初の予定どおりに実施できず、ロジックモデルを修正した場合は、ロジックモデルがどのように修正されたかという記録を残すとともに、効果検証が当初の予定どおりに進まない理由も記録しておくことが望ましい。
- ⑧ 過年度の効果検証対象事業については、3年スキームの終了段階でこれまでの取組をどのように総括するか検討することが望ましい。

## 2 次年度のEBPMの実践に向けた検証

### ア 事業のスクリーニング基準(選定基準・除外基準)に係る検証

- ・ EBPM実践事業の選定・除外基準
- ・ 重点フォローアップ事業の選定基準
- ・ 効果検証対象事業の選定基準

### イ 予算過程での反映方法に係る検証

### ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

### エ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

#### 【検証結果】

- ア 令和4年度EBPMの実践事業の選定基準・除外基準、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準については、EBPMの普及・浸透や事業の領域バランス等の観点から、おおむね妥当である。
- イ 令和5年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、EBPMの更なる推進の観点から、おおむね妥当である。
- ウ 事後の効果検証スキーム等については、EBPMの普及・浸透及び質の向上の観点から、おおむね妥当である。



#### 【今後の課題】

- ア ・ 重点フォローアップ事業の選定基準のうち、データの取得可能性については、既存のデータのみならず、今後、取得できるデータやランダム化比較実験(RCT)のような検証で得られる実験データなど、多義的に使用されるものが含まれることから、用語の使い方に検討の余地がある。
- イ ・ 予算過程でのロジックモデルの活用については、ロジックモデルを説明する側だけでなく、会計部局など説明を受ける側の方でもロジックモデルに対する理解を深めることが望ましい。
- ウ ・ 効果検証の取組の課題のうち、短期アウトカムの分析については、時間的リソースが不足していることが大きな要因と考えられる。このため、3年スキームの中で成果を出すことや、効果検証に割くことができる時間が限られていることなど、時間的リソースの制約をどのように回避するかが重要である。
- エ ・ EBPMをより一層推進するに当たっては、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)など様々な行政記録情報を活用していくことが重要である。一方で、事業担当課室においては、活用可能なデータを認知していないケースがあるため、行政記録情報の所在情報について情報共有を進める必要がある。また、行政記録情報を定量的な分析に活用するためには、データ整備にも注力することが望ましい。
- ・ EBPMの取組の中で実施した効果検証のうち、学問的価値がある分析については、論文にして広く公開することなどを通じて、官学のコミュニケーションの新たな方向性を打ち出していくことが望まれる。

エビデンスに基づく政策立案を「EBPMの専門家」がサポート

■ ■ 「EBPMよろず相談所」開設中 ■ ■

(毎週火曜日 14:00~16:00) ※可能な限りご希望の日時に調整します。

**EBPMよろず相談所では、EBPMに関する相談を受け付けていますのでまずはお気軽にご連絡ください！**

### EBPMとは？

EBPM（エビデンスに基づく政策立案）は、①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何かなど、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組です。

### こんなご相談にも対応できます

- アウトプット・アウトカムの設定について相談したい
- そもそも事業の効果検証にどのような方法があるの？
- 現在検討中のこの事業の効果検証方法はどの方法を用いるべき？
- ロジックモデルの作成方法を教えて欲しい
- 予算折衝に向けてエビデンスの知見を取り入れたい … 等



### 「利用者の声」(抜粋)

- ・ 分かりにくい分野の話題だったが、非常に親身になって一緒に考えていただけてとてもありがたかった。
- ・ 漠然とした照会内容にもかかわらず、様々なパターンを提案していただき、今後の方向性が少しずつみえてきた。
- ・ 統計的な観点からの問題点や改善点のアドバイスに加え、データの見せ方・資料作りのアドバイスや、政策への活用に向けた示唆もいただけたので、大変参考になった。
- ・ 外部の専門家に相談する機会はあまりないので、大変参考になった。

政策統括官付政策立案・評価担当参事官室 EBPM事務局



EBPM 基礎研修

受講者募集!!

今、知っておくべき **EBPM基礎**

<b>参加対象者</b>	EBPMに関する実務経験が少ない職員 等
<b>開催日時 (受講時間)</b>	令和5年10月2日(月)～11月2日(木) ※約2時間(目安)
<b>開催場所</b>	オンライン(共働支援システム自習室の研修動画の受講)

**プログラム内容**

<b>講義</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ EBPMの基礎</li> <li>■ ロジックモデルとは</li> <li>■ ロジックモデルの作成 等</li> </ul>
<b>作成演習 と解説</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ロジックモデルの演習と解説</li> <li>■ ロジックモデルのチェック・改善 等</li> </ul>

<b>講師</b>	永元 隆雄氏 (デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 シニアマネジャー)
<b>学べること</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ EBPM (Evidence-Based Policy Making) の基礎や、ロジックモデルの概要について学べる</li> <li>■ EBPMを意識したロジックモデルの作成においてポイントとなることを学べる</li> <li>■ ロジックモデルの作成演習を通してEBPM導入を学べる</li> </ul>

※本研修は、「統計人材の育成計画」のスキルレベル到達に必要な研修レベル1に該当します。

EBPM 応用研修

受講者募集中!!

**EBPM**  
を実務に活かす  
エビデンスを探す・作る・使う

<b>参加対象者</b>	EBPMの実践に取り組む職員、関心の高い職員 等
<b>開催日時・場所</b>	Day1 :10月16日(月)・10月20日(金) 14:00～16:00 Day2 :10月25日(水)・11月 8日(水) 14:00～16:00 ※Day 1とDay 2の2回で1セットの研修として企画しています。 研修室(中央合同庁舎5号館22階 日比谷公園側2212)

**日程/プログラム内容**

<b>Day 1</b> (第1回) 10/16(月) (第2回) 10/20(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ エビデンスを明らかにする難しさ</li> <li>■ 因果推論入門</li> <li>■ エビデンスの探し方入門 等</li> </ul>
<b>Day 2</b> (第1回) 10/25(水) (第2回) 11/ 8(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ EBPMと政策評価</li> <li>■ EBPMにおける効果検証の事例</li> <li>■ EBPM実践と政策の評価に必要なこと 等</li> </ul>

<b>講師</b>	Day1: 永元 隆雄氏 (デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 シニアマネジャー) Day2: 田中 隆一氏 (東京大学 社会科学研究所 教授)
<b>定員</b>	各回18名



永元 隆雄氏



田中 隆一氏

※本研修は、「統計人材の育成計画」のスキルレベル到達に必要な研修レベル2に該当します。



# E B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームについて

## 設置の目的・概要

- E B P Mの実践を通じた統計の利活用を推進し、厚生労働省職員が統計データに係る分析手法を習得できるようにするため、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）に E B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（以下「若手チーム」という。）を令和元年12月27日に設置した。
- チーム長は政策企画官、チーム長代理は政策立案・評価推進官を充て、省内で E B P Mに関心のある者等有志からチーム員が構成される。
- E B P Mの取組が進んでいない労働、福祉分野を中心に分析等を実施し、分析結果をレポートや白書、審議会資料等に活用することを目指す。

## 実績・今後の活動予定

### 【令和2年度の実績】

- 令和2年度においては、10名のメンバーが参加し、3つのサブチーム（①働き方改革、②女性のキャリアと子育て、③障害者雇用）を設置した。
- 障害者雇用の分析結果については、令和3年5月11日に厚生労働省HP等で公表し、その後記者勉強会を実施し、「週刊社会保障」6月21日号に掲載、内閣官房行政改革推進本部事務局のメルマガにて7月5日に配信を行った。

### 【令和3年度の実績】

- 令和3年度においては、25名のメンバーが参加し、6つのサブチーム（①医療費・医療保険、②働き方改革・労働基準、③子ども・雇用均等、④生活困窮者、⑤障害者雇用、⑥人材開発）を設置した。
- 時間外労働の上限規制の分析結果については、令和3年12月27日に厚生労働省HP等で公表した。
- 生活困窮者自立支援制度の分析結果については、令和4年4月11日に厚生労働省HP等で公表し、「週刊社会保障」6月6日号に掲載した。

### 【令和4年度の実績】

- 令和4年度においては、42名のメンバーが参加し、2回の全体会合及び4回の進捗報告会を開催した。
- 同一労働同一賃金の分析結果については、令和5年1月16日に厚生労働省HP等で公表した。

### 【令和5年度の活用内容・今後の予定】

- 令和5年度においては、43名のメンバーが参加し、分析テーマごとに分析を実施し、順次、分析結果を厚生労働省HP等で公表予定。

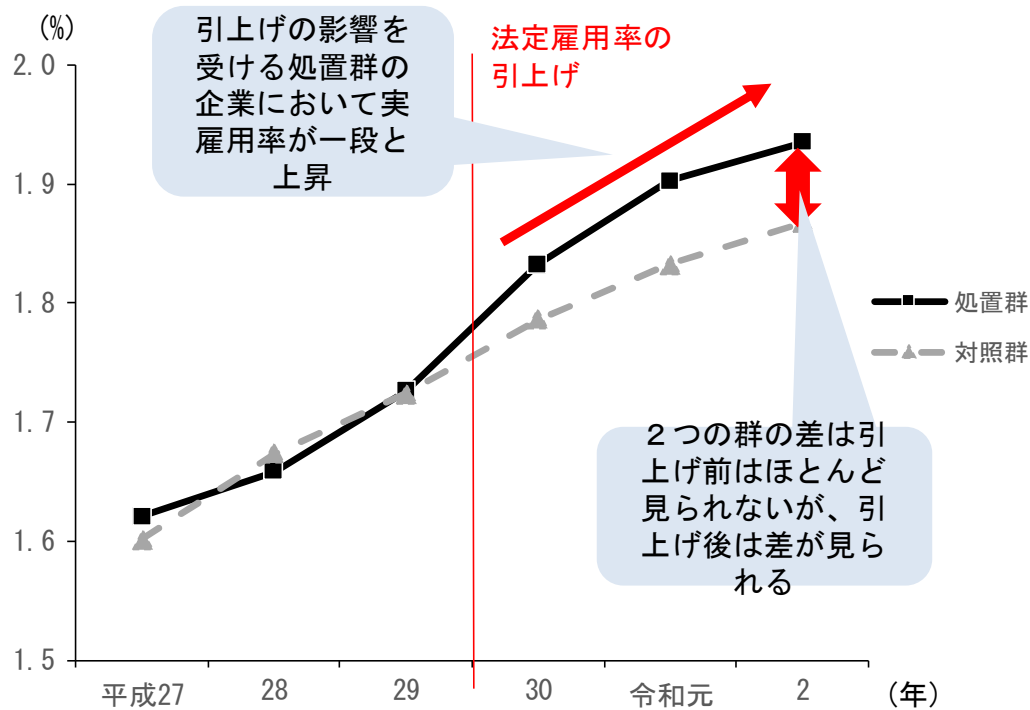
## 労働政策研究・研修機構との連携

- 若手チームの活動を推進するため、（独）労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）と連携し、「E B P Mセミナー」を開催。
  - 令和2年度第1回 令和2年8月6日 演題：「男性の育休と育児の現状～今後のE B P Mに向けて～」(JILPT)
  - 令和2年度第2回 令和2年12月23日 演題：「最低賃金引き上げによる賃金・雇用への影響 中間報告」(若手チーム)等
  - 令和3年度第1回 令和3年8月5日 演題：「健康と労働政策」に関連した報告(JILPT)
  - 令和3年度第2回 令和4年3月24日 演題：「公共職業訓練(離職者訓練)とE B P M」(JILPT)等
  - 令和4年度第1回 令和4年9月16日 演題：「非正規雇用と同一労働同一賃金」(JILPT)
  - 令和4年度第2回 令和5年3月3日 演題：「同一労働同一賃金の効果検証」(若手チーム)等
  - 令和5年度第1回 令和5年12月21日 演題：「ハローワークにおけるマッチングの状況について」(若手チーム)等
- 今後も引き続き、労働分野に関連したテーマを取り上げ、実施予定。

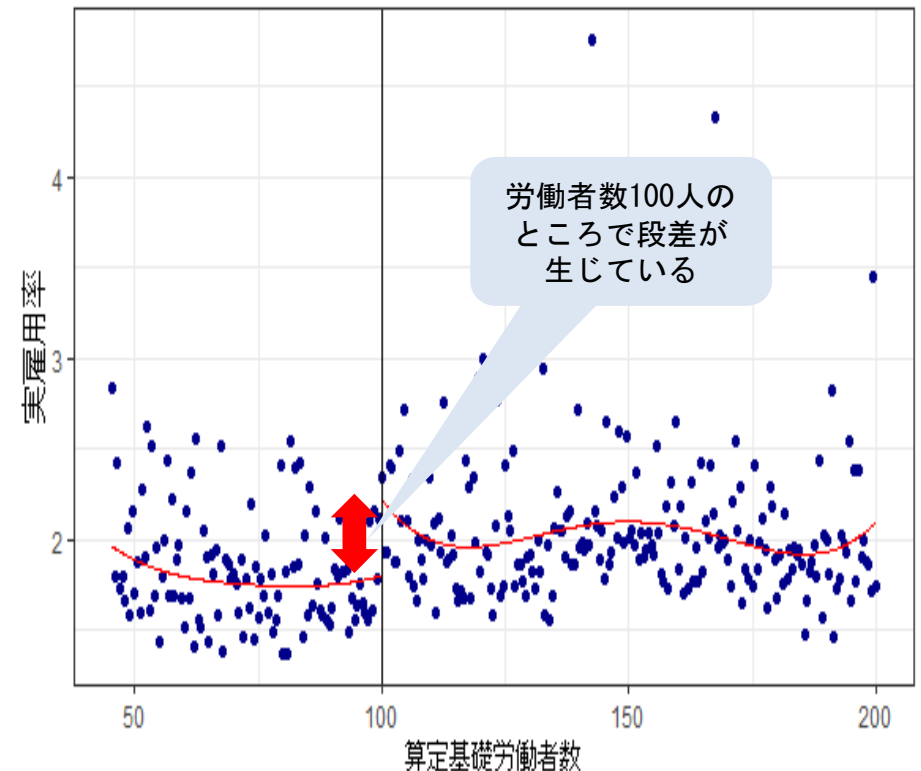
○平成30年4月の法定雇用率引上げにより、障害者を追加的に雇用する義務が生じた企業と、追加雇用義務が生じていない企業との間で、差の差（Difference-in-Differences）分析を行った結果、引上げ後において障害者を追加的に雇用する義務が生じた企業ほど、労働者に占める障害者の割合である実雇用率が一段と高まっており、法定雇用率引上げにより障害者の雇用が促進されていることが示唆された。

○障害者雇用納付金制度の対象となる、労働者100人超の企業と100人以下の企業との間で、回帰不連続デザイン（Regression Discontinuity Design）の分析を行った結果、閾（しきい）値となる100人のところで実雇用率に段差が生じており、障害者雇用納付金制度によって障害者の雇用が促進されていることが示唆された。

## 法定雇用率引上げによる実雇用率の差の差分析



## 100人を閾（しきい）値とした回帰不連続デザイン



（資料出所）厚生労働省「障害者雇用状況報告」の特別集計

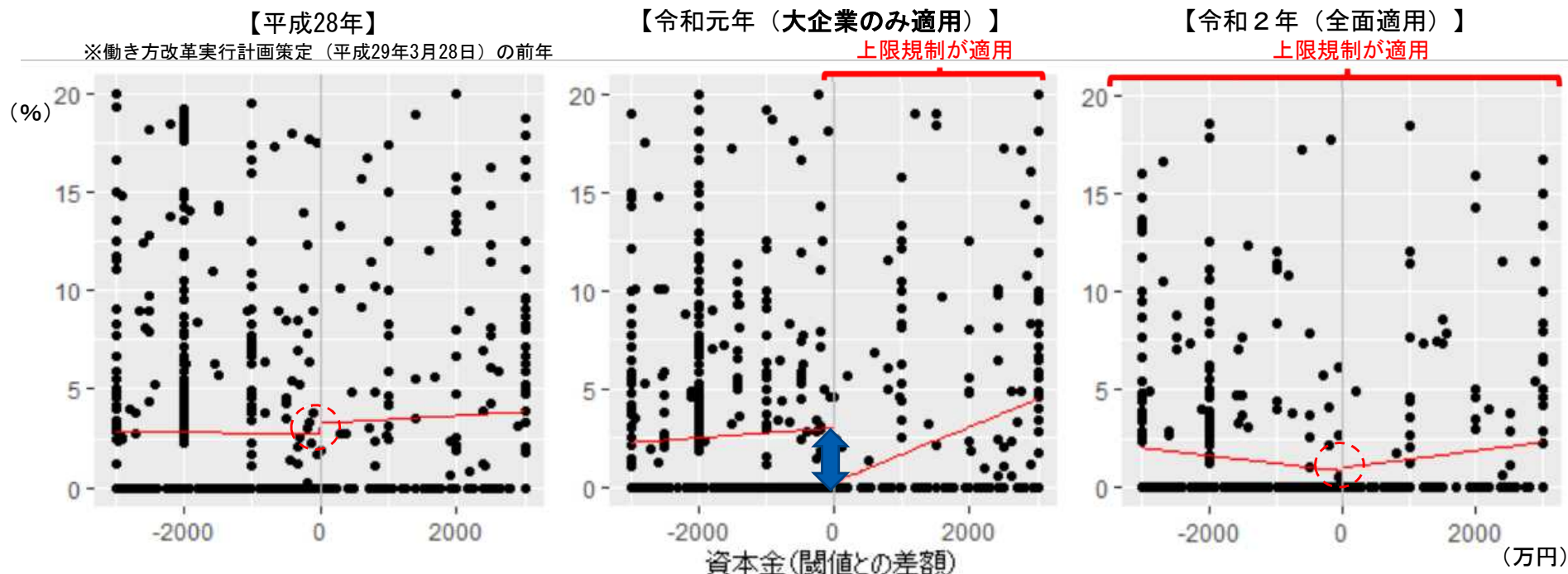
（注）差の差分析においては、算定基礎となる労働者数が455人未満を対象に集計

# E B P Mの分析レポート（時間外労働の上限規制） 概要

○平成31年4月に時間外労働の上限規制が大企業に導入されたことにより、時間外労働への影響が見られるかについて、回帰不連続デザイン（Regression Discontinuity Design）の考え方を用いて、大企業・中小企業の定義のひとつとして用いられる資本金に注目して分析を行った。

○令和元年における資本金の閾（しきい）値では、長時間労働割合に段差（下記の図では青い矢印で示している）が見られるが、それ以前の平成28年や、時間外労働の上限規制が全面適用された令和2年では、閾値において段差が見られない。令和元年においてのみ、閾値における段差が見られたため、平成31年4月の上限規制適用による効果が示唆された。

## 時間外労働（推計）月45時間超の正社員割合に関する回帰不連続デザイン（事業所単位）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」をもとに、E B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームにおいて特別集計。

（注）時間外労働は、（超過実労働時間数＋所定内労働時間数－8×実労働日数）を計算することで、推計している。

企業規模の要件を満たしている事業所のみを集計対象とし、時間外労働の上限規制に係る除外産業・除外職業を含む建設業、運輸業、医療・福祉は集計対象外としている。

資本金（閾値との差額）は、閾値（小売業・サービス業は5,000万円、卸売業1億円、その他3億円）との差額であり、いずれの年においても「経済センサス-活動調査」（平成28年）の値を用いている。

本分析レポートでは、閾値から3,000万円前後において比較した結果を示している。また、赤線は、各資本金における時間外労働（推計）月45時間超の正社員割合の平均の分布を取ったものである。

# EBPMの分析レポート（生活困窮者自立支援制度の効果検証） 概要

○生活困窮者自立支援制度等の各事業が就労者数の増加に与える影響について、全国の福祉事務所設置自治体ごとに、固定効果（地域特性や年度特性の影響）を考慮した重回帰分析を用いて検証した。

○就労者数の増加に対して、効果が有意に見られたのは、以下の事業であった。

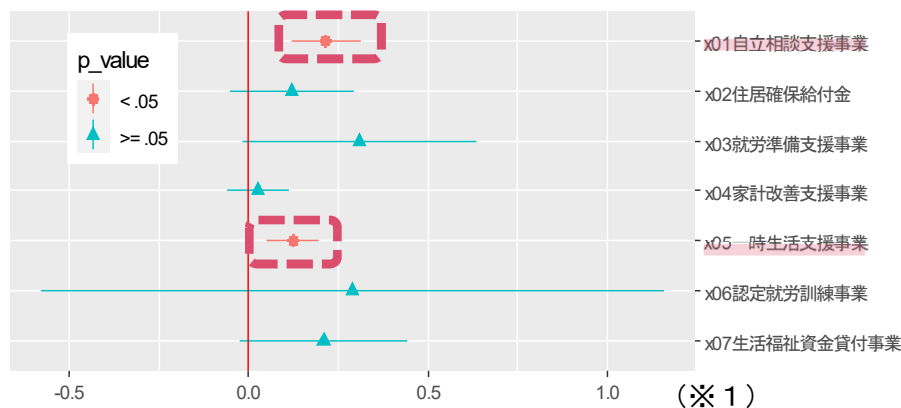
- ・ 自立相談支援事業
- ・ 一時生活支援事業

○遅効性のある事業について検証したところ、就労準備支援事業を実施した翌年度に就労者数の増加が見られた。

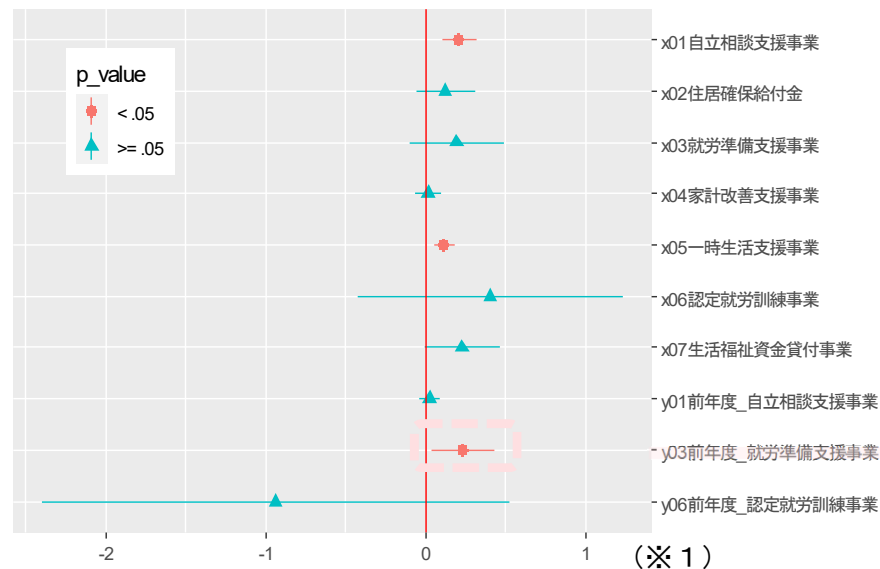
○なお、各事業の目的や支援の対象者の特性（就労困難度等）は異なることから、本分析の結果が各事業の有効性を否定するものではないことに留意が必要である。より正確な結果を得るためには、長期的に効果を検証することが求められる。

## 就労者数の増加に対する政策効果（95%信頼区間の形で表示）

【単年度モデル】



【複数年度モデル】（※2）



（資料出所）

厚生労働省の実施する「生活困窮者自立支援制度における支援状況調査」の結果をもとに、EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームにおいて特別集計。

（※1） グラフの横軸は、重回帰分析の係数を示しており、縦軸で示されている各事業の利用件数が追加的に1件増えたときに、就労者数が何人増えるかを示している。

（※2） 就労支援を行う事業は、就労者数の増加という結果を得るまでに一定の期間を要すると考えられるため、前年度の実施状況を変数に含め検証を行った。

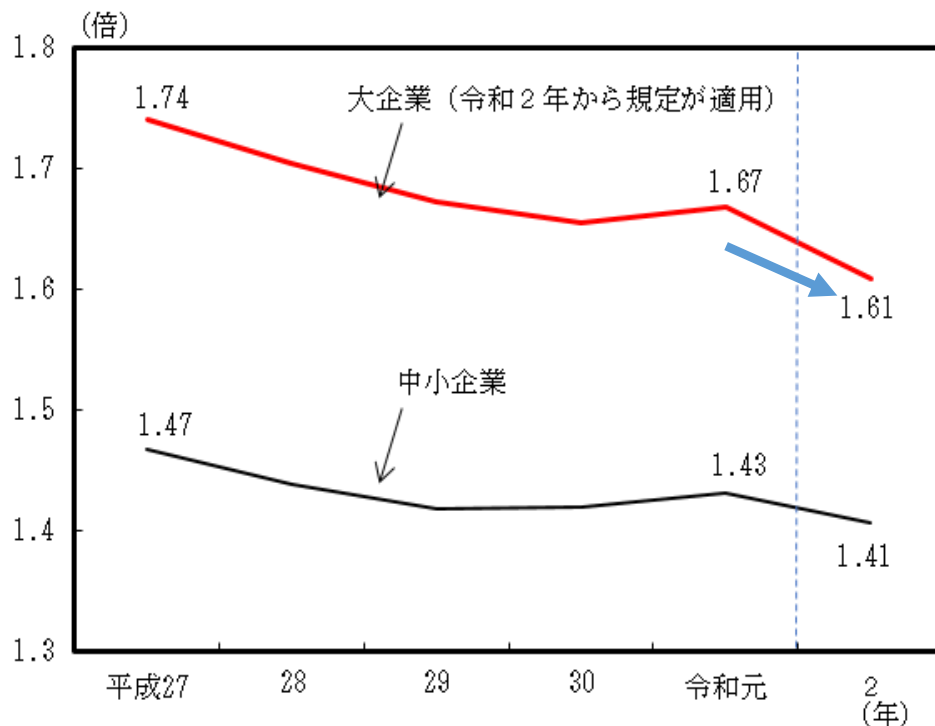
# EBPMの分析レポート（同一労働同一賃金の効果検証） 概要（※1）

○令和2年4月にいわゆる同一労働同一賃金に関する規定が大企業のみ適用された効果について、差の差（Difference-in-Differences）分析やロジスティック回帰分析の考え方をを用いて、分析を行った結果、下記のとおり、正規雇用労働者とパート等（※2）との間の不合理な待遇差の解消に向けた取組がなされていることが示された。

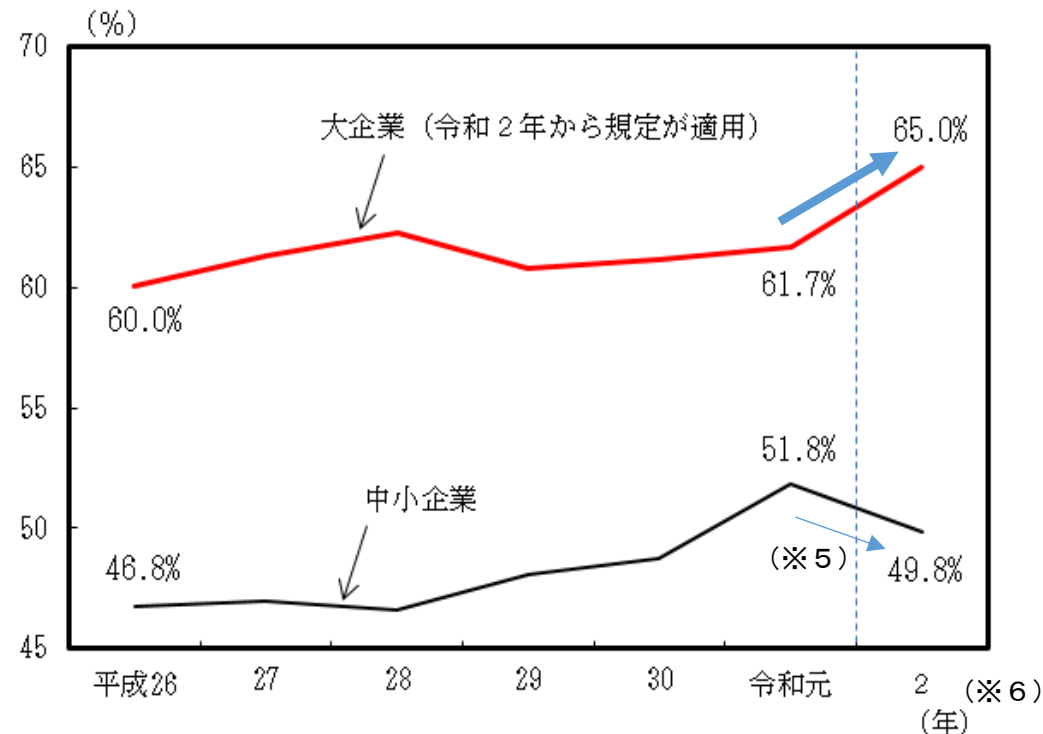
（分析1）同一事業所内の雇用形態間の時給差は、令和2年の大企業において大きく縮小しており、その効果は、令和元年における時給差の10%程度相当（※3）である。

（分析2）パート等へのボーナス（賞与、期末手当等の特別給与）支給事業所割合は、令和2年の大企業において上昇しており、中小企業と比較してロジスティック回帰分析の結果得られた上昇幅は、6～7%ポイント程度である。

（分析1）雇用形態間の時給差（※4）の推移



（分析2）パート等へのボーナス支給事業所割合の推移



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」を基に、EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）において集計。

（※1）本分析レポートは、プロジェクトチームにおけるEBPMの分析結果を取りまとめたものであり、事業所管部局の公式見解を示すものではないことに留意が必要である。

（※2）「パート等」とは、パートタイム労働者、有期雇用労働者及び臨時労働者のことである。

（※3）「時給差の10%程度相当」は、重回帰分析により、他の要素を統制した上で見られる効果の程度。詳細は本レポートの注17を参照のこと。

（※4）雇用形態間の時給差として、パート等の時給を1とした時の正規雇用労働者の時給の値（倍率）を算出し、（分析1）の図の縦軸としている。

（※5）令和元年から2年にかけて、中小企業におけるパート等へのボーナス支給事業所割合が低下しており、これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響等による可能性がある。

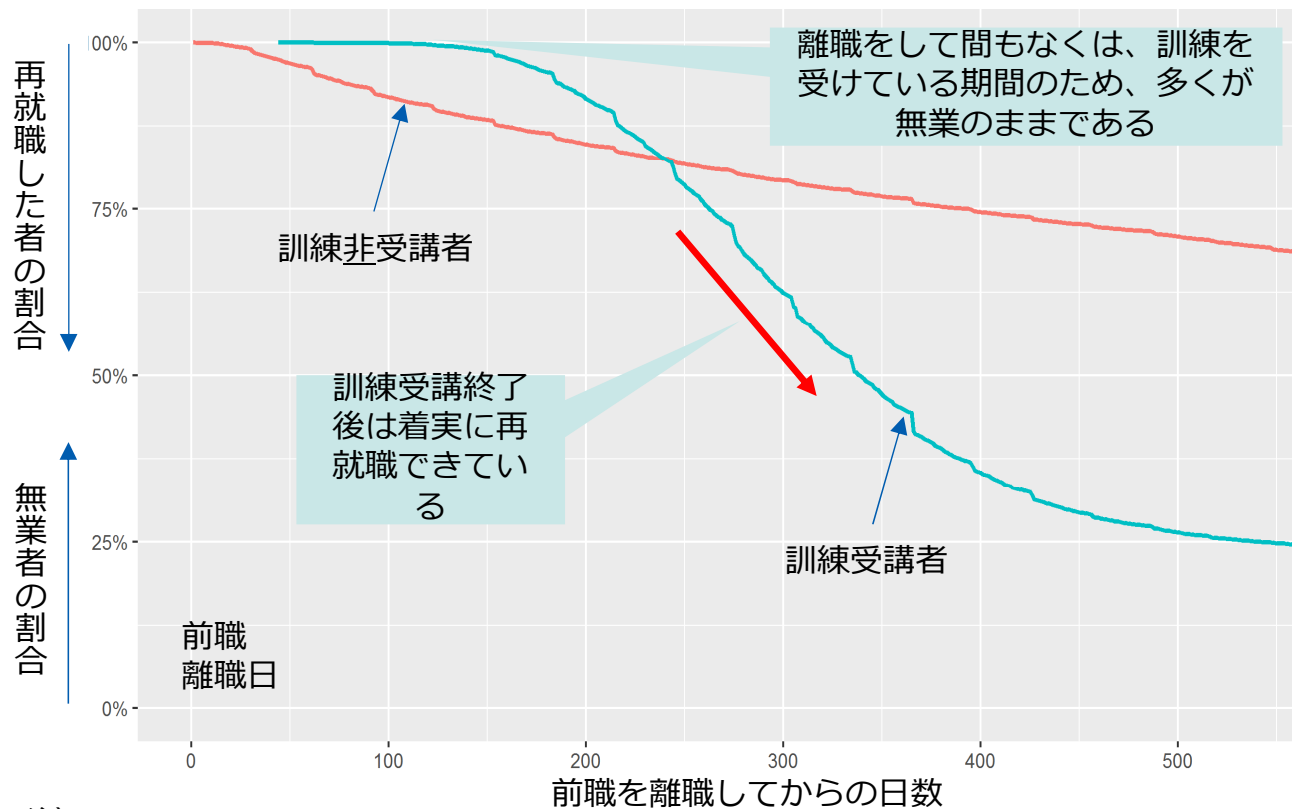
（※6）グラフの横軸に当たる年は、調査年ではなく、それぞれ所定内給与等やボーナスが支給された年を示している。



# 訓練受講による再就職への影響

前職離職日からの再就職までの期間をみると、訓練受講者は離職後150日前後から大きく無業者割合が低下し、再就職した者の割合は高い。また、傾向スコアマッチングによる回帰分析の結果をみても、訓練受講者は訓練非受講者と比較して再就職する確率が高くなっている。

訓練受講有無別 無業者の割合



再就職への回帰分析結果

被説明変数: 1 = 再就職した、0 = それ以外

最小二乗法    マッチング法

訓練受講	0.436***	0.285***
ダミー	(0.002)	(0.004)
Constant	0.283***	0.433***
	(0.0004)	(0.003)

Observations	1,196,434	68,537
Adjusted R2	0.026	0.084

Note: \*p<0.1; \*\*p<0.05; \*\*\*p<0.01

注)

- ( ) 内の値は標準誤差、\*\*\*は1%有意水準で有意であることを示す。
- マッチング法は、最近傍法 (Nearest Neighborhood) を用いて、訓練非受講者の中から訓練受講者のデータに類似するといえるサンプルのみに限定した分析となっている。

- Kaplan-Meier法によってグラフを表示している。
- 分析の対象サンプルはAppendixで示したとおりだが、再就職への影響を見るために、訓練受講後の日数をある程度確保する観点から、訓練期間が1年以上、訓練開始が2021年以降の者は対象外とする。
- 未就職者 (右側打ち切り) については離職日から観察期間の最終日 (2021年7月31日) までの日数である。

## 第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証 会議事概要

日時	2023年12月20日（水）10:00～12:00	
場所	オンライン会議	
出席者	委員	田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授（座長） 野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授（座長代理） 伊藤 伸介 中央大学 経済学部 教授 高久 玲音 一橋大学 経済学部 准教授
	厚生労働省	中井 雅之 労働経済特別研究官 三村 国雄 参事官（政策立案・評価担当参事官室長） 山田 伸二 政策立案・評価推進官 井戸本 賢 室長補佐 山本 剛史 統計利活用専門官 白木 紀行 政策企画官
	事務局 デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社	永元 隆雄 シニアマネジャー 森田 哲朗 コンサルタント 永田 悠祐 コンサルタント

### 議事

- 1 令和5年度のEBPM実践の取組状況の検証
- 2 過年度選定のEBPM実践事業の取組状況
- 3 今後の取組に向けた課題
- 4 その他

## 議事概要

---

### 1 令和5年度のEBPM実践の取組状況の検証

事務局から令和5年度重点フォローアップ事業への支援・助言等及び効果検証対象事業の選定方法についての説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 資料1の7頁の事務局コメント「3. アクティビティの妥当性」について、因果関係を示すエビデンスが見られなかったとあるが、要因はいくつかあると想定される。まず、そもそも「エビデンス」を部局側がどのように考えているかによるのではないかと。「狭義のエビデンス」に固執しすぎると、部局側にとっては「エビデンス」を提示するのは難しいと考えるかもしれない。部局側がもう少し広く「エビデンス」を捉えることができるような方向性も検討したほうがよいのではないかと。また、部局における従来の取組をベースとしてアクティビティを考えていると思われる。アクティビティを考える過程で示せるエビデンスがあれば示すものの、結果的にエビデンスが示せないケースが多くなっている可能性があるのではないかと。
  - 厚生労働省のEBPM実践では、アクティビティの妥当性として「狭義のエビデンス」を示すことが望ましいという前提で進めてきたが、現実的にはアクティビティに関連するエビデンスを示すことが難しく、ご指摘のような状態となっている可能性はある。また、「エビデンス」の定義についても改めて考える必要があるのかもしれない。
  - ここで言う「狭義のエビデンス」とは、アクティビティが有効であることを示唆する過去の事例のようなものを意図しているのか。
  - 先行研究等で類似の政策で成果が得られたというエビデンスや、対象事業における過年度の取組実績等を踏まえたエビデンス等、できる限り因果に迫ることが可能なエビデンスを示すことを求めている。
  - アクティビティの妥当性を「狭義のエビデンス」で示すことは確かに重要な視点であると考え一方で、現実的に部局側がそれを示すことはどの程度可能なのか。
  - エビデンスを意識して事業を進めていないと思われる。実態として現状分析や課題を整理する時点からエビデンスを示していないケースが多く見られる。なお、今後の対応に関しては、後ほどの議題の中で触れたいと思う。
  - 効果検証対象事業は、エビデンスを念頭に置いてアクティビティの妥当性を検証する事業と位置づけられうる。その意味では、エビデンスをベースとして新たなア



クティビティを検討できるかがポイントとなるのではないか。これまでの事業の多くはエビデンスベースではなかったと思われるが、効果検証対象事業ではこうしたギャップを埋める形で、効果検証によって今までと異なるアクティビティを見いだすことにも意義があると思われる。効果検証対象事業がそのような方向性になってきているのかについて、関心がある。

- 一般的に研究者は Retrospective（過去の振り返り）に捉える傾向があるが、現場担当者は Prospective（前向き）に捉える傾向があるとともに、評価に時間をかけられず、目の前の課題・事業推進に注力しなければならない状況と理解している。その意味で「狭義のエビデンス」を示すことができこなかったことに繋がっている可能性があるが、事業推進と政策評価のバランスが重要となる。
- 効果検証対象事業選定基準のうち、「①検証の費用対効果の観点」について、各事業の評価がすべて同じ内容となっているため、事業によって濃淡があるのであれば、それがわかるような工夫があると良いのではと考える。  
→効果検証においては「②実行可能性の観点」がボトルネックになることが多く、特に実行可能性に着目して、事業間で評価の違いが生じることが多い。「①検証の費用対効果の観点」はロックアウトファクターを判断する扱いになる側面が大きく、幸いにも今回の候補事業では大きな問題が無いため同じような内容となった。一方、ご指摘のとおり、選定基準として設けている以上は、濃淡が出るような工夫をすることが望ましく、改めて検討したい。

## 2 過年度選定のEBPM実践事業の取組状況

事務局から、資料に基づき、過年度選定のEBPM実践事業の取組状況についての説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- いずれも興味深い取組と感じている。その上で、処置がランダムでない点は気になるポイントであるが、ランダム化は難しいことも理解する。また、評価全般で感じることだが、分析対象がプロセス指標またはアウトプット指標であることが多く、社会への影響及び中長期的アウトカムを見据えた分析ができていない。例えば若年者技能検定減免措置では、受験者の増加が社会にとってどのような波及効果（生産性向上等）があったかというアウトカムが考えられるが、分析として難しいことも理解はできる。受験者のデータをパネルとして追跡し、技能検定に合格した後の所得やキャリア等の変化や、社会への影響に関して分析できるよう、中長期的な視点も考慮できると良いのではないか。

→ご指摘のとおり、パネルとして追跡すると政策効果をより確認できるが、予算やデータ取得の困難さを考慮すると、すぐに対応することは難しいと思われる。

→部局担当者は目の前の事業を推進することが精一杯という見方もあるが、その中でも政策、事業が目指すものや社会的インパクトが何なのかという視点を常に持って政策を考えることが重要と考える。影響を効果測定するためのデータ取得をどのように実施するかを習慣化していく必要がある。すぐには対応できないことが多いのは事実だが、厚生労働省としても引き続き前向きに考えていきたい。

→1つ1つの事業に対して長期的な事業の効果を検証するためにモニタリングを続けるのは莫大なコストが必要で現実的でないと考える。一方で、関連して定期的に取り得している業務データ（納税額、保険料等）等が存在すると考えており、それらと紐付けて、例えば技能検定であれば、減免措置を受けた受検者がその後においてどのような働き方をして、どのくらい納税をしているかなどを把握する等によって、コストをかけずにある程度は長期的にモニタリングすることができるのではないかとと思われる。

- 今回の若年者の技能検定受検料減免措置で採用を予定されている、回帰不連続デザインのような効果検証に関して、検証結果をもとに政策に落とし込む際に、部局のトップ等に説明する必要がある。その際に、回帰不連続デザイン自体やその検証結果を説明し、部局のトップ等が理解できるのかという点が課題として想定される。説明が難しい場合は、記述的な統計分析の方が逆にわかりやすい可能性もある。また長期的に分析を実施する際、異動によって担当者が変わるが、その際のサポート体制や引継ぎがうまく実施できなければ効果検証が途中で滞ってしまう可能性がある。その時の体制等も検討する必要がある。

→厚生労働省としても、過去に統計に関して問題があったこともあり、組織全体で統計リテラシーを向上させるべく取り組んでいる。例えば、EBPM職員研修や、幹部を含めた統計研修を不断の取組として実施している。また分析チームを組成し、人員を入れ替えながら分析の実践（プラクティス）を繰り返し、省内で統計リテラシーを持つ職員があちこちにいるような形を目指している。問題意識を持って取り組んでおり、かつ今後も取組を継続、強化していきたいと考えている。

- 若年者の技能検定受検料減免措置の分析について、年齢しか把握できないとなると、21歳から22歳にかけてのトレンドや23歳にかけてのトレンド等、異なる可能性があり、データポイントが少ない場合には解析が難しくなることが懸念される。ある程度データポイントを増加させるために、年齢ではなく月齢を取得する等、何らかの工夫が必要であると思われる。また、資料で示されているイメージのような

きれいな結果が出ない可能性があると思われ、微細な介入であることも考慮すると、プラスマイナスのいずれの効果になることもあり得ることが想定される。その場合にはどのように分析結果を公表していくか、整理しておく必要があるのではないか。

→今回の分析ではデータ面の制約事項が多く、期待するような分析結果が得られない可能性も十分にあると想定される。それを考慮しているがゆえに、今後のデータ整備もセットで検討することとしている。また、年齢でなく月齢で分析することについては、対応可能と思われるため、考慮したい。

→効果が無いというより「効果があるとは明確に示せない」という分析結果と考えられるので、公表できないということではないと考えるが、決まった方針が現段階であるわけではない。

- 生活習慣病予防対策推進費事業について、当初検討していたRCTの実施が難しくなった理由として、自治体からの苦情等が予想されるとのことだが、具体的に誰がそのように予想しているかを伺いたい。事業を実施する前に、予想によってエビデンスレベルの高いRCTのような手法を埋め込むことが困難になるということであれば、そもそもそのような手法を事業の中に埋め込むこと自体が難しいという整理になっていないかという懸念がある。

→自治体に確認した結果ということではなく、担当部局内での判断として自治体から協力を得ることは難しいことが予想されたということである。

→EBPMのフレームワークにおいてこのようなことが発生する点に対して心配な面がある。場合によっては政策評価とポリシーメイキングを分けて考える必要があるのではないか。RCTのようなエビデンスレベルが高い手法を目指して取り組んでいくこと自体は必要である一方で、事業の中で実装しようとした場合に難しいということが発見できたことは、EBPMを推進していく上でも重要な知見である。

### 3 今後の取組に向けた課題

厚生労働省から、資料に基づき、予算過程での反映方法及び事後の効果検証スキームの精度向上、厚生労働省におけるEBPMの取組サイクル（3年スキーム）、今後の取組についての説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 資料5の4頁のエラーチェックは、どの部局で実施する想定か。また、どのような方法で実施する想定か。まずはチェックの基準を設ける必要があり、将来的には人

が実施するのか機械が実施するのかという点もある。件数が多いため、機械的に自動チェックできる仕組みの検討も考えられる。どのような想定になっているのか。  
→実施主体に関してはEBPM担当部局の予定である。最初は担当者にて簡易的にエラーチェックを実施する想定であり、将来的には機械的にエラーチェックできるようにしていくことも考えたい。政府全体としてもメリハリを持って推進する方針であり、重点的に取り組むのは100事業程度としつつ、千事業全体に対しても品質向上を推進する予定である。

→特に最初の数年は人手によるエラーチェックを進めながら、基準等も定まってくると理解した。その場合、人員確保も課題となると思われる。

- 厚生労働省の試みは、研究者の視点からも方向性としては素晴らしいものと感じており、フレームワークが変わっても引き続き妥協せずに進めていただきたい。  
→今までの取組も含めて引き続きできるところは行っていきたいと考えている。これまでは、省内におけるEBPMの浸透度合いが毎年似た状況となっていたが、今後は全事業が対象となる点がポイントである。少しでもEBPMの推進につながるよう取り組んでいきたい。  
→メリハリを付けることが重要である。特に100事業程度が中心になると理解したが、その範囲において今までの取組内容を活かし、行政事業レビューシートの活用を検討いただきたい。

#### 4 その他

全体を通しての質疑応答とともに、議事の取りまとめが行われた。主な発言は以下のとおり。

- 本日の議事の取りまとめを行う。重点フォローアップ事業への支援・助言等及び効果検証対象事業の選定方法については、おおむね妥当であると整理する。過年度選定のEBPM実践事業の取組状況については、定期的にフォローアップを行うとともに、必要に応じて新たに効果検証方法を提案していること、また、過年度のEBPM実践事業の効果検証については差の差分析や傾向スコアマッチングといった一定レベルの検証が予定されており、EBPMの質の向上の観点から、おおむね妥当であると整理する。今後の取組に向けた課題については、EBPMの更なる推進、普及・浸透等の観点から、おおむね妥当であると整理する。本日のご意見等の詳細については、検証結果取りまとめの報告書で整理させていただきたい。

以上

## E B P M実践事業数

総事業数	新規事業	モデル事業	大幅見直し事業	その他
10事業	2事業	2事業	2事業	4事業

## E B P M実践事業一覧

※ ○ は重点フォローアップ事業。

事業名	
<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">1</span>	重症患者診療体制整備事業
2	A M Rに関する臨床情報センター事業
3	医薬品等承認審査費
<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">4</span>	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組
<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">5</span>	副業・兼業に関する情報提供モデル事業
<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">6</span>	労働者協同組合法の円滑な施行
7	戦傷病者福祉事業
<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">8</span>	地域包括支援センター等における I C T等導入支援事業
9	フリーター等支援事業
10	医療系ベンチャー育成支援事業